



一般社団法人 日本ボイラ協会

入会のご案内

当協会に入会されますと・・・

◇ 機関誌の無料配布

- * 「ボイラ・ニュース」(毎月1回発行)の無料配布(全会員)
- * 「ボイラ研究」(隔月に1回発行)、「ボイラー年鑑」(年1回発行)の無料配布(二級以上の会員)

◇ ホームページからの情報提供

- * 本部ホームページ「**会員のページ**」から、過去の「ボイラ研究」掲載の論文・解説、事故情報・事故事例、統計等データ、関係法令・通達などの情報提供
([お知らせメール登録](#)により協会に関する各種情報を月1回配信)

◇ 表彰

- * 優良ボイラー技士等やボイラー管理優良事業場に対する**全日本ボイラー大会での表彰**

◇ 各種の割引

- * ボイラー・圧力容器に関する各種講習会の**テキスト等の割引**(一部を除く)
- * 全国工作責任者大会、全日本ボイラー溶接士コンクールの**参加費の割引**
- * 本部ビルの講習室、会議室の**利用料金の割引**
- * 全日本ボイラー大会等における**カタログ・パネル展示コーナー料金の割引**

◇ 安心お得な団体保険への加入

- * 火災保険では担保されない**ボイラー(含む附属設備)の損害を補償(新価払)**する保険(「**ボイラ安心保険**」)や労災事故に備えた一般損害保険(「**経営ダブルアシスト**」)、生産物賠償責任保険(「**PL保険制度**」)への**割安な保険料での加入**(※温水発生機のみ設置者の賛助会員もボイラ安心保険に加入できます)

◇ 助言援助・相談

- * ボイラー・圧力容器について、安全の確保・大気汚染防止・省エネルギー・保守・水管理等の**技術的事項の助言援助**、関係法令・行政官庁の通達等の**解釈・相談**

◇ その他

- * ボイラー室に掲示する「ボイラー取扱作業主任者」「第一種圧力容器取扱作業主任者」の氏名欄、職務等を記載した**パネルの無料提供(選任時)**
- * ボイラー等に関する免許試験の受験準備講習、取扱いの資格を取得できる特別教育・技能講習の**開催通知**

苫小牧地区支部では・・・

◇ ホームページからの情報提供 (<http://www.tomaroukikyoku.com>)

- ※ 講習会案内(受講申込書)や図書・機関誌の案内

◇ 「ボイラの集い」参加と表彰

- ※ 苫小牧地区支部長表彰: 「ボイラの集い」時に優良ボイラー技士等の表彰式を実施

◇ 講習費用等の割引

- ※ 講習によって**受講料、テキスト等の割引**があります

◇ 地区支部が実施する各種講習のご案内等

- ※ 年間の**講習会実施予定表**をお送りします
- ※ 年1回機関誌「**北海罐友**」を配布します

厚生労働省北海道労働局届出 登録ボイラー実技講習機関・登録教習機関
一般社団法人日本ボイラ協会北海道支部 苫小牧地区支部

〒053-0002 苫小牧市晴海町43-3 日本軽金属㈱苫小牧製造所内
TEL 0144-53-6711 FAX 0144-53-6722

http://www.tomaroukikyoku.com/otherassociation_01.html

※加入申込書は、苫小牧地区支部管轄区域事業所の場合「苫小牧地区支部」にご提出ください。
地区支部独自の事業も行っております。詳しくは苫小牧地区支部にお問い合わせください。

会員の級別基準及び会費

	ボイラー・小型ボイラー等 製 造 者	ボイラー・小型ボイラー等設置者	ボイラー・小型ボイラー等 据付業者 整備業者	ボイラー・小型ボイラー等 運転管理受託事業者	ボイラー・小型ボイラー等 の関連製品の製造・ 販売事業者	その他	会費年額 (別途：入会金)
特 級	① ボイラー製造年間 25 基以上 ② 第一種圧力容器製造年間 50 基以上 ③ 第二種圧力容器製造年間 10, 000 基以上 ④ 小型ボイラー、小型圧力容器 製造年間合計 1, 000 基以上	① ボイラー・小型ボイラーの 伝熱面積合計 500 m ² 以上 ② 第一種圧力容器設置基数 30 基以上	① ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の据付 年間 100 基以上 ② ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の整備 年間 800 基以上	所属するボイラー-技士 100 名以上	—	正会員を 合計 5 以上有する 本社等	48, 000 円 (1, 000 円)
一 級	① ボイラー製造年間 15 基以上 ② 第一種圧力容器製造年間 25 基以上 ③ 第二種圧力容器製造年間 5, 000 基以上 ④ 小型ボイラー、小型圧力容器 製造年間合計 500 基以上	① ボイラー・小型ボイラーの 伝熱面積合計 250 m ² 以上 ② 第一種圧力容器設置基数 15 基以上	① ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の据付 年間 70 基以上 ② ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の整備 年間 600 基以上	所属するボイラー-技士 50 名以上	製造・販売額 10 億以上/年	正会員を 合計 4 以上有する 本社等	30, 000 円 (1, 000 円)
二 級	① ボイラー製造年間 10 基以上 ② 第一種圧力容器製造年間 15 基以上 ③ 第二種圧力容器製造年間 2, 000 基以上 ④ 小型ボイラー、小型圧力容器 製造年間合計 200 基以上	① ボイラー・小型ボイラーの 伝熱面積合計 100 m ² 以上 ② 第一種圧力容器設置基数 5 基以上	① ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の据付 年間 50 基以上 ② ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の整備 年間 400 基以上	所属するボイラー-技士 20 名以上	製造・販売額 1 億以上/年	正会員を 合計 3 以上有する 本社等	21, 000 円 (1, 000 円)
三 級	① ボイラー製造年間 10 基未満 ② 第一種圧力容器製造年間 15 基未満 ③ 第二種圧力容器製造年間 2, 000 基未満 ④ 小型ボイラー、小型圧力容器 製造年間合計 200 基未満	① ボイラー・小型ボイラーの 伝熱面積合計 100 m ² 未満 ② 第一種圧力容器設置基数 5 基未満	①ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の据付 年間 50 基未満 ② ボイラー・小型ボイラー及び 第一種圧力容器の整備 年間 400 基未満	所属するボイラー-技士 20 名未満	製造・販売額 1 億未満/年	正会員を 合計 1 以上有する 本社等	15, 000 円 (1, 000 円)
賛 助 会 員	① 学識経験者	6, 000 円 (別途：入会金 1, 000 円)					
	② 団 体	1 口 30, 000 円 (別途：入会金 1, 000 円)					
	③ 個 人	10, 000 円 (別途：入会金 1, 000 円)					
	④ 温水発生機のみ設置者	8, 000 円 (別途：入会金 1, 000 円)					

注記： i) 貫流ボイラーにあつては、伝熱面積に 10 分の 1 を乗じた値を当該ボイラーの伝熱面積として計算する。
ii) 「ボイラー・小型ボイラー等の関連製品の製造・販売事業者」区分に該当するものとして、ボイラー等に関する水処理装置・薬剤、自動制御機器、各種測定機器、その他ボイラー関連製品の製造・販売を行う事業者等をいう。

正会員【加入】申込書

令和 年 月 日

一般社団法人日本ボイラ協会 会長 殿

一般社団法人日本ボイラ協会の正会員加入について、次のとおり申し込みます。

事業場	会社名			
	代表者名	印		
	所在地	〒		
担当者	氏名			
	所属			
	電話			
	F A X			
	メールアドレス			
ボイラー・小型ボイラー等製造者	ボイラー製造基数／年			基
	第一種圧力容器製造基数／年			基
	第二種圧力容器製造基数／年			基
	小型ボイラー・小型圧力容器製造基数／年			基
ボイラー・小型ボイラー等設置者	設置ボイラー・小型ボイラー伝熱面積（合計）			m ²
	第一種圧力容器設置基数			基
ボイラー・小型ボイラー等据付業者、整備業者	据付基数／年			基
	整備基数／年			基
ボイラー・小型ボイラー等運転管理受託事業者	所属するボイラー技士（二級以上）			名
ボイラー・小型ボイラー等の関連製品の製造・販売事業者	主な取扱製品等 ()	該当 記入	金額	
		☐	10 億以上／年	
		☐	1 億以上／年	
		☐	1 億未満／年	
その他（本社等）	同一企業に属する正会員数（全国）			件
※入会級別 （支部事務局記入）	特級	1 級	2 級	3 級

（お届けいただきました情報は、当協会の会員として権利・義務に係る事項の目的以外に使用することはありません）

賛助会員【加入】申込書

令和 年 月 日

一般社団法人日本ボイラ協会 会長 殿

一般社団法人日本ボイラ協会の賛助会員加入について、次のとおり申し込みます。

団体・会社名 (個人の場合は不要)		
業 種 (個人の場合は不要)		
代 表 者 名 (個人の場合は氏名)		㊦
所 在 地 (個人の場合は住所)		〒
担 当 者 (個人の場合 は不要)	氏 名	
	所 属	
	電 話	
	F A X	
	メールアドレス	
個 人 連 絡 先	電 話	
	F A X	
	メールアドレス	
※入会区分 (支部事務局記入)		① ☐ 学識経験者 ② ☐ 団体 ③ ☐ 個人 ④ ☐ 温水発生機のみ設置者

(お届けいただきました情報は、当協会の会員として権利・義務に係る事項の目的以外に使用することはありません)